

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	34 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であるが、亡くなった母親が国民年金保険料を重複して納付してくれていたと思われるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和47年5月に婚姻した際に申立人の母親から受け取ったとする国民年金手帳(46年11月30日発行)によると、昭和46年度国民年金印紙検認記録欄は、全て空欄となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると納付済みとなっている昭和46年4月から同年12月については空欄となっている上、A県B市の保管する国民年金被保険者名簿によると、このうち同年11月分については、49年1月31日に過年度納付されていることが確認できるのに対し、同市の46年度国民年金保険料収納状況一覧表によると、当該月は現年度納付と記録されており、行政側の記録上の不備の可能性が否定できない。

また、申立期間は、現在、厚生年金保険の加入期間となっているものの、平成13年3月12日に記録統合されるまでは国民年金被保険者期間であったものと考えられることから、申立期間の国民年金保険料の納付を行うことが可能である。

さらに、申立人の両親及び申立人の姉二人は申立期間の国民年金保険料を納付している上、国民年金に加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から54年3月まで  
② 平成4年9月から6年4月まで

申立期間は、私が離婚届を提出した時期にあたり、世帯主である私と子供だけの厳しい生活であった。将来の生活も心配であったため、国民年金保険料について相談の上、申立期間①についてはA市役所B支所で、申立期間②については同市役所で、それぞれ申請免除の手続を行ったのに、その記録が漏れているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時、離婚によりA市に転居して世帯主として子供を養育していた時期であり、離婚届を提出した際に、国民年金について相談し、保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、除籍謄本によると、申立人は、昭和53年1月\*日に協議離婚届が提出されていることが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿は同年2月\*日に作成されたことが確認でき、これについて同市によると、当該名簿は、申立人が国民年金被保険者として住所等の異動届の手続を行ったことにより作成されたものと考えられると回答していることから、申立人は、上記の離婚を契機に同支所で転入届を提出し、その際、併せて国民年金保険料の免除手続を行ったものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②について、A市では、申立人に係る国民年金被保険者手続が行われたことは確認できない上、オンライン記録によると、当該期間について、平成16年6月に国民年金被保険者の資格期間として追加入力処理さ

れていることが確認できることから、同処理以前は未加入期間であったことが推認でき、申立人は被保険者として取り扱われておらず、保険料の免除手続が行われたとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料が免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年7月8日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月8日から20年8月31日まで

私の夫は、昭和17年7月8日からA社(現在は、B社)C支店において、20年8月末に支店が閉鎖されるまで継続して勤務していたが、その間の厚生年金保険の記録が欠落しており、納得できない。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、資格喪失日の記載が無いものの、申立人は、昭和17年7月8日に被保険者資格を取得し、その後の標準報酬月額の変遷が記載されており、19年11月に12等級に改定されていることが確認できる。

また、B社が保管する被保険者名簿によると、上記台帳と同様に、資格取得日及び標準報酬月額の記載は確認できるものの、資格喪失日の記載は無い。

さらに、上記の名簿において、申立人と同じページに記載されている元従業員23人のうち、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格喪失日が記載されていない者が14人確認できるところ、そのうちの11人の旧台帳によると、資格喪失日はいずれも昭和20年8月31日であることが確認できる上、そのうちの5人は申立人と同様に19年11月の標準報酬月額の改定記録が確認できる。

加えて、上記名簿において厚生年金保険の被保険者資格喪失日が記載されていない大部分の者に係る旧台帳によると、当該事業所における資格喪失日は昭和20年8月31日となっていることは、申立人の同年8月末に支店が閉鎖されたとする申立人の供述と符合する。

一方、日本年金機構D事務センターは、「当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、申立人の健康保険の番号\*を含め、6164より前のものは存在しない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、当該事業所に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和17年7月8日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、昭和52年7月は11万円、同年8月から同年10月までは11万8,000円、同年11月から53年3月までは11万円、同年4月及び同年5月は11万8,000円、同年6月及び同年7月は11万円、同年8月及び同年9月は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 :  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月1日から53年10月1日まで

私は、昭和50年4月からA社に勤務しているが、申立期間について、私が所持する給与明細書とねんきん定期便に記載されている標準報酬月額の保険料納付額の月別状況が一致していないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和52年7月は11万円、同年8月から同年10月までは11万8,000円、同年11月から53年3月までは11万円、同年4月及び同年5月は11万8,000円、同年6月及び同年7月は11万円、同年8月及び同年9月は11万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から22年1月15日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険（19年5月までは、労働者年金保険）被保険者資格取得日は17年6月1日、同資格喪失日は22年1月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から23年1月8日まで

私は、昭和17年頃に現役兵として入営するまでA社で勤務していた。復員したのは終戦から1、2年後であった。年金事務所で調べてもらったところ、資格取得日の記載はあるが、資格喪失日の記載は無い同社に係る年金記録があるとの回答だった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和17年6月1日から22年1月15日までの期間については、申立人は、「A社に昭和11年4月頃に入社し、17年頃に現役兵として入営した。」と主張している。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社において、資格取得日を昭和17年1月1日（労働者年金保険制度は同年6月1日から施行）とする申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の被保険者の記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、資格喪失日の記載が無いものの、当該期間中の昭和19年3月1日に標準報酬月額の改定が行われていることが確認できる。

また、B県が発行する履歴書から、申立人は、昭和17年1月10日に現役兵として入営し、22年1月15日に召集解除された軍歴が確認できること

から、申立人が、当該期間において厚生年金保険の被保険者としての資格を喪失していたことは考え難い。

さらに、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合の被保険者記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の A 社における資格取得日は昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 22 年 1 月 15 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 22 年 1 月 15 日から 23 年 1 月 8 日までの期間については、C 社を引き継いだ D 社によると、「約 65 年前に合併された会社であるため、資料は保管されておらず、届出、保険料納付等について不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における在籍及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人によると、「外地から日本に帰ってきて、1 年程度してから C 社で働き始めた。」と供述しているところ、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人に係る軍歴証明書で確認できる召集解除日(昭和 22 年 1 月 15 日)から約 1 年後の 23 年 1 月 8 日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、C 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票並びに申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)のいずれの記録においても、申立人の同社に係る資格取得日は昭和 23 年 1 月 8 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年10月1日）及び資格取得日（36年8月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年8月10日まで

亡き父は、A社に昭和33年9月1日から42年4月29日まで継続して勤務していたにもかかわらず、35年10月1日から36年8月10日までの期間の年金記録が空白である。同僚の方から連絡があり、同様の年金記録の不備があり、その後に記録の訂正があったと聞いている。調査の上、訂正願いたい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和33年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年10月1日に喪失後、36年8月10日に同社において再度取得しており、35年10月1日から36年8月10日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者資格を有し、所在が確認できた10人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について照会し、5人から回答を得たところ、そのうちの3人は、「昭和35年10月1日に突然、A社の一部がB市に移転することになり、申立人を含む数名の社員が

B市に異動した。申立人は申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更はなかった。」とそれぞれ証言している。

また、A社C支店に係る被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年10月1日であることが確認できるところ、上記3人のうちの一人は、「A社から同社C支店に異動した当時は、会社が借り上げた社宅に申立人を含め数名で住んでいたが、給料は社長が運んで来ていた。」と証言していることから、申立期間において、同社同支店の給与計算事務等はA社で継続して行われていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿の記載から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主における納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年10月から36年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和32年3月の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月28日から同年4月1日まで

私は、昭和27年12月1日から平成7年12月25日まで、関係会社であるA社に在籍していた申立期間直前の期間を除き、B社の社員であった。

国(厚生労働省)の記録では、A社から再びB社に戻ってからの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和32年3月1日から同年4月1日までについては、雇用保険の加入記録により、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「雇用保険と同日に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当初、申立人を含む12人の資格取得日が昭和32年4月1日と記載されていたところ、申立人以外の11人については、同資格取得日が同年3月1日から同年同月16日までの間に遡って訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和32年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険出張所に対して行ったことが認められる。

なお、昭和32年3月の標準報酬月額については、申立人のB社における資格取得時の社会保険出張所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 32 年 2 月 28 日については、申立人の B 社における当該期間に係る勤務が確認できない上、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失日が同年同月同日とされ、健康保険証の返納を意味する「返」の押印が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年9月28日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同被保険者資格の喪失日は、19年4月10日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年5月30日まで  
私は、A社において2年間勤務した。年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険被保険者に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）（以下「被保険者台帳」という。）によると、A社において昭和18年9月28日に同被保険者資格を取得した旨の記録（資格喪失年月日は空欄となっており、不明。）が確認でき、当該被保険者記録は基礎年金番号に統合されないままとなっている。

また、申立人は、「私は、申立期間当時、叔父が経営していたA社で勤務していた。」と供述していることから、上記基礎年金番号に統合されていない記録は申立人の記録であると認められる。

一方、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号の前後25人の同被保険者について、労働者年金保険被保険者台帳索引票により氏名及び生年月日を確認し、当該被保険者に係る被保険者台帳を調査したところ、申立人を含む10人について、当該事業所において昭和18年9月28日に同被保険者資格を取得したことが確認でき、申立人を含む7人については資格喪失日に係る記載は無いものの、3人については18年12月（日は不明）、19年4月1日及び同年同月10日にそれぞれ同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、A社における元事業主の氏名を記憶しているものの、同氏

の所在は確認できない上、上記被保険者台帳により確認できる被保険者9人の所在も確認できないことから、これらの者から聞き取りを行うことができず、同被保険者台帳により確認できる元従業員の最後の資格喪失日である昭和19年4月10日後における事業所の実態、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、年金事務所によると、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は保管しておらず、申立人の当該事業所における同被保険者記録を確認することができない上、同社に係る事業所名簿は無く、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日及び適用事業所でなくなった日について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において昭和18年9月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、19年4月10日に同被保険者資格を喪失したと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者台帳の記録から50円とすることが妥当である。

一方、昭和17年6月1日から18年9月28日までの期間について、申立人は、A社における元事業主の氏名を記憶しているものの、当該元事業主の所在は確認できない上、同社に係る被保険者名簿は無く、元従業員を確認できないことから、これらの者から聞き取りを行うことができず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間のA会における船員保険の資格取得日は、20年4月1日であると認められることから、船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和20年4月から同年12月までは60円、21年1月から同年3月までは180円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月12日から21年4月1日まで

私は、徴用令により昭和19年3月にB部隊のC丸(D社)に乗船していたが、同船は、E国での空襲をうけて沈没した。昭和21年8月5日に引揚船で帰国後、引き続き船員としてA会で勤務していたため、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間について、申立人は、「19年3月に陸軍による徴用を受けてから、申立期間の終期である21年4月1日まで継続して船員保険の被保険者であったはずである。」と申し立てているが、申立人の船員保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、A会における資格取得日は19年3月29日、資格喪失日は20年1月12日であることが確認でき、同日から次の資格取得日である21年4月1日まで被保険者記録は確認できない。

しかしながら、D社が保管している人事記録によると、申立人は昭和19年4月1日に同社に入社し、26年3月10日に退職していることが確認できる上、i) F県G課が保管している「内地以外より復員せる将兵に對する調書」によると、入隊(応召)区分部隊名位其年月日欄に、H社(B部隊(陸軍)19年3月27日入社、召集解除除隊年月日欄に、21年9月15日との記載が確認できること、ii) 厚生労働省社会・援護局が保管している船員カードによると、

申立人はH社のC丸に機関員見習いとして19年3月29日I地から乗船していることが確認できることから、申立人は、同年3月27日から21年9月15日まで陸軍に召集されていたことが確認できる。

また、上記厚生労働省社会・援護局は、「申立人の船員カード（陸軍）によれば、同人は『乙船員（厚生年金保険法に係る陸軍軍属履歴証明事務の参考によると、「徴用船員の乙船員は、陸軍の委託によりA会において給与を支給」との記述が確認できる。）』かと思われます。」と回答している。

さらに、当時の船員保険法第60条2（昭和20年4月1日施行）では、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主ともに全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和20年1月12日から同年4月1日までの期間については、上述の船員保険法第60条の2による規定の施行日が同年同月同日である上、i) D社が提出している資料によると、申立人が申立期間直前まで乗船していたとするC丸は、同年1月\*日艦載機の空襲をうけ被弾との記載が確認できること、ii) D社が保管している申立人の人事記録によると、同日に遭難のため下船、21年8月5日帰還との記載が確認できること、iii) 申立人が所持している引揚証明書によると、同日にE国から上陸していることが確認できるところ、予備船員が船員保険法の適用を受けるようになったのは、20年4月1日以降であり、当該期間当時、予備船員は船員保険が適用されなかった期間であることから、当該期間は船員保険被保険者の対象とはならない期間である。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日は昭和20年4月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、D社が保管している申立人の人事記録から、昭和20年4月から同年12月までは60円、21年1月から同年3月までは180円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月1日から同年8月1日まで

私は昭和38年4月1日から平成5年3月31日までA社に勤務してきたが、同社C工場から同社B支店へ異動した申立期間の年金記録が抜けているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細票及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務し(昭和51年3月1日に同社C工場から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主は昭和51年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年3月から同年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和41年11月10日にA社に入社し、平成14年9月15日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、昭和42年7月1日に同社本社から同社C工場に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年7月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本部における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和36年12月10日から62年6月29日まで、空白期間無くC社及びA社（現在は、D社）に継続勤務したのだが、39年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から提出された人事記録、雇用保険被保険者記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はC社及びA社に継続して勤務し（昭和39年4月1日にC社からA社B本部に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本部における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店(オンライン記録上では、A社D支店)における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年5月27日まで

私は、昭和27年4月1日にA社に入社し、新人研修を受講後、同年5月に支店配属の辞令を受けて同社C支店に勤務したが、申立期間の厚生年金記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び同行から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社に昭和27年4月1日から勤務していたことが認められ、当該人事記録では、申立人は、同年5月24日から同社C支店配属となっていることが認められる。

また、B社は、「当時の関係資料が保存されていないが、申立人は正社員として新人研修を受講していたため、昭和27年4月から厚生年金保険に加入させて保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年5月の社会保険出張所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年4月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月24日から同年5月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社して以降、平成3年10月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和42年4月24日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 21 日から 41 年 12 月 21 日まで  
日本年金機構から、脱退手当金を受け取ったかどうかの確認の通知が届いたので、厚生年金保険の加入記録を見ると、A社で勤務していた昭和 37 年 6 月 21 日から 41 年 12 月 21 日までの期間が脱退手当金支給済みと記載されていた。  
私は、脱退手当金という給付制度そのものを知らなかったし、A社の期間のみを脱退した覚えは無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の、B社における昭和 36 年 3 月 14 日から同年 12 月 26 日までの 9 か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。申立期間の始期（37 年 6 月 21 日）は、B社における被保険者資格喪失日（36 年 12 月 26 日）の 6 か月後であることから、申立人が脱退手当金を請求する際に、これら二つの被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、申立期間の 6 か月前まで勤務していたB社における被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 43 年 9 月 2 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から8年3月まで

私は、20歳で国民年金の納付対象者となり、収入が無いために親の負担で保険料を遡って納付してもらっていたが、妹も大学生となり、二人分の保険料の納付は経済的に厳しかったので、兄妹共に申請免除の承認を受けた。その後、両親に家計を何とかやりくりしてもらい、私の免除期間だけ、遅れながらも順次分割で納付してもらい、支所の窓口担当者にも、「これで完納ですよ。」と言われたことを記憶している。ところが、ねんきん特別便を確認したところ、申立期間が納付済み期間とされていないことを知ったので、第三者委員会へ申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の免除期間の保険料は、申立人の母親が追納してくれたと主張しているが、申請免除が承認された期間を追納するためには、追納申出が必要となるところ、オンライン記録によると、申立人が追納を申し出た記録は確認できない上、A市の国民年金台帳によると、申立期間は免除期間として記録されていることが確認できる。

また、申立期間の申請免除の手續及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、申立期間に係る追納申出、保険料納付について具体的に記憶しておらず、申立期間の納付状況が不明である。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで

私はA関係の学校に通っていたので、卒業後に一般的な会社勤めをすることは無いと考えた母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を掛け始めた。学校を卒業後に母親から、「これからは自分で支払うように。」と言われ、年金手帳を渡された。現在、私が持っている年金手帳は、この時の一冊のみで、その時に領収書も一緒に渡されていたと思う。自分で納めていた領収書については、全て残しているが、その時に渡された分については一部しか残っていない。

母親は高齢で詳しいことは覚えていないが、私に、「保険料を払っていたので、手帳を渡した。」と話している。現在、実家へ調べに行ったりしているが、3年ほど前に父親が亡くなった際に、古い書類など片付けて処分しており、資料となるものは見つからない。母親が保険料を納めていた学生の期間について、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の被保険者資格取得届の届出日には同年4月6日と記載され、同年同月21日の処理受付印が確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間後の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人が保管する領収書によれば、申立人は、当該期間の保険料を53年4月27日に納

付していることが確認できることから、申立人が加入手続を行ったと推認される時期において、時効到達前で保険料の納付可能であった期間を遡って納付したことが推認できる。

さらに、申立人は、その母親から譲り受けた年金手帳について、現在所持している昭和49年11月以降に交付が開始されたオレンジ色の年金手帳1冊のみであるとしている上、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年3月まで

私は、昭和56年に会社を退職し、58年4月に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金未納保険料は、1度目に家に来られた集金人には手持ちの現金が無かったため納付できず、2度目に来られたときに、母が、再発行された納付書で集金人に納付した。

申立期間が未納とされているのはおかしいので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年8月頃に払い出されており、同市の国民年金被保険者台帳によると、同年7月7日に国民年金の加入手続が行われていることが確認できることから、その時点で、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付が可能な期間である。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、1度目に発行された納付書ではなく、2度目に集金人が来たときに再発行された納付書で、その集金人に納付したと主張しており、1度目に受け取ったとする領収印のない納付書・領収証書を提出しているところ、その納付書は、過年度保険料を納付するための納付書であり、納付場所には、「日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、郵便局、B社会保険事務所」と記載されていることが確認できる上、A市によると、集金人は過年度保険料を収納できなかったとしている。

また、B年金事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立期間は未納期間であることが確認できる上、A市の国民年金被保険者台帳の記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から44年3月まで

私は、元夫が自営業を始めた昭和41年4月か同年5月頃に、国民健康保険と国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、A市役所B支所で定期的に納付したと思う。申立期間について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月か同年5月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をA市役所B支所で定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていることが確認できる上、同手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録から、申立人の国民年金に加入した時期は昭和44年5月頃であったと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和41年5月から42年4月までについて、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、同年5月15日であることが確認でき、A市及びC市の国民年金被保険者名簿並びに当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致することから、当該期間は国民年金の未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和42年5月から44年3月までについて、上記2市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金保険料は未納であることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録とも一致することから、当該期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年3月まで

私は、申立期間当時、学生だったので母親が国民年金保険料を納付してくれていた。学生であるにもかかわらず、納付書が送られてきたので、母親と私は驚いた記憶がある。また、私は、学校を卒業後、昭和62年4月1日から会社に勤務し、厚生年金保険に加入したが、私も母親も年金のことを詳しく知らなかったため、同年同月以降も、「国民年金を払ってしまったのもったいないことをした。」と母親から聞いたことをよく覚えている。両親は自営業を営んでいたことから、お金には厳しかった。滞納や未納は信用問題になるのであってはならないことだった。そんな母親が私の保険料の納付書を放っておくとは考えられない。しっかり調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号について、申立期間を含む昭和61年6月から62年7月までにA市で同手帳記号番号が払い出された約1,600人を国民年金手帳記号番号払出簿で確認したところ、申立人の氏名は無く、当該期間に申立人が加入手続を行ったとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、平成4年12月28日から5年6月1日までの間に払い出されたものと推認できる上、申立人の同手帳記号番号の前後の第3号被保険者の資格取得日は共に同年3月25日であることが確認でき、申立人に係る4年12月からの第3号被保険者としての資格取得は5年4月5日に入力されていることが確認できることから、申立人は、同年3月頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付

できない期間である。

さらに、申立人によると、申立期間中に、市役所からはがき又は封書が届き、国民年金の手続を行ったとしているが、申立人が当時居住していたA市によると、20歳到達者の加入勧奨は、平成5年以降から行い始めたとしており、申立内容と符合しない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致する上、申立人及びその母親が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの期間、43年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から42年3月まで  
② 昭和43年4月及び同年5月

平成18年に、A社会保険事務所（当時）から18か月の未納があるとのお知らせが届き、社会保険庁（当時）に電話相談したところ、年金を満額受給できないとの説明を受けたのでとりあえず任意加入し、国民年金保険料を納付した。

私は、婚姻前、実家の家業を手伝い両親と姉妹と同居しており、当時は、姉（長女）が家族全員の保険料をまとめて、3か月ごとに自治会の集金制度で納付しており、両親、姉の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の記録だけ無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の姉が3か月ごとに、自治会の集金制度によって納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月7日に払い出されていることが確認できることから、当該時点において、申立期間①は過年度納付が可能であるところ、B市によると、市の集金となる自治会の集金制度では、過年度保険料の収納はできなかったとしている。

また、申立人の姉及び母親の国民年金手帳によると、いずれも昭和42年度の1期分（4月から6月まで）の保険料を昭和42年7月3日に、2期分（7月から9月まで）の保険料を同年10月2日に現年度納付しており、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人は、同年度の1期分の保険料を、申立人の姉及び母親の2期分の納付日と同一日の同年10月2日に、2期分の保険料を同年10月23日に納付していることが確認できることから、申立人が

国民年金に加入した 42 年度の保険料は、申立人の姉が、家族の保険料と一緒に市の集金制度により納付したものであるのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間①同様に、申立人の姉が 3 か月ごとに、自治会の集金制度によって納付してくれていた主張しているが、申立人の姉及び母親の国民年金手帳の検認記録から、その姉及び母親は、昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 7 月 1 日に印紙検認方式により現年度納付していることが確認できることから、申立人は、同年 5 月 \* 日に結婚式を挙げ、翌日から居所を市外に移動し、申立人自身で国民年金手帳を所持するようになったとしていることから、その姉は、B 市の集金制度で申立人の申立期間②の保険料を納付できなかったものと推認できる上、上記申立人の国民年金手帳によると、申立期間②に係る国民年金印紙検認記録の昭和 43 年度のページは空白となっており、未納であることが確認できる。

加えて、申立人及び申立人の姉が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から61年3月まで

私は、昭和56年8月に会社を退職したが、その会社の事務担当者から、市役所で国民健康保険、市民税及び国民年金の手続をするよう指示されたので、A市役所で国民年金の加入手続を行った。それ以後、一度も未納とすることなく国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年8月に会社を退職後、A市役所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年9月16日に払い出されていることが確認できる上、申立人のA市の国民年金被保険者名簿は、同年同月1日に作成されていることが確認でき、この頃に申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、上記の状況から、申立人が加入手続を行った時点で、申立期間のうち、昭和56年8月から59年6月までは、時効により保険料を納付することはできない期間である上、同年7月から61年3月までは過年度納付が可能であるところ、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、上記A市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立期間は空欄となっていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年7月まで

私は、昭和60年12月に仕事を辞めてから、途中年金が途切れてはいけな  
いと思い、しばらくして国民年金の加入手続を行い、A市役所又はその支所  
に保険料を支払に行った。国民年金は国民の義務だと思っており、保険料を  
支払っていないとは考えられない。よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6  
年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、  
申立人は、その頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間は  
既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の同手帳を所持していたと主張  
しておらず、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人が昭  
和60年12月頃に国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号  
番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市の国民年金収滞納一覧表では、申立期間に係る国民年金保険料  
の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付してい  
たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保  
険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す  
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは  
できない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 60 年 9 月まで  
昭和 57 年 3 月頃、私の母が私の国民年金の加入手続を自宅で行い、毎月、集金人に父母と私の保険料を一緒に納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 12 月 22 日に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の主張する加入時期と相違する上、当該加入手続の時点において、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が集金人に毎月、家族 3 人分の保険料を納付していたと主張しているものの、オンライン記録によると、申立人は、昭和 63 年 1 月 13 日に、時効期限内の納付可能な申立期間直後の 60 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料を一括して過年度納付していることが確認できる上、A 市によると、昭和 46 年度以降、納付書を被保険者に郵送し、金融機関で保険料を納付する方式になったとしており、申立人の主張する納付方法と相違する。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

私は、昭和53年に会社を退職して独立し、厚生年金保険から外れたため国民年金に加入した。それ以来、妻と一緒に国民年金保険料を納付してきたが、ねんきん特別便が自宅に送付され、妻と一緒に納付していた期間の一部の記録が無いことを知り、大変驚いた。詳しく調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格記録について、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金収滞納一覧表及び特殊台帳のいずれにおいても、昭和59年11月7日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は被保険者として取り扱われておらず、納付書は発行されないことから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表によれば、昭和59年度の11月から3月まで未加入期間を示す「ソ」が記録されており、60年度についても、国民年金保険料の賦課状況及び収納状況が共に空欄になっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、昭和53年9月にB社を退職した後、申立期間を含めて申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市の国民年金収滞納一覧表によれば、申立期間前の59年10月及び申立期間後の61年4月から63年3月（62年10月を除く）までの期間の保険料は、夫婦間で納付日が異なっていることが確認できる上、申立期間後の61年4月から63年3月までの期間について、申立人は口座振替により納付し、申立人の妻は納付書により納付しており、それぞれ納付方法が異なっていることが確認できる

ことから、申立内容と符合しない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月まで

私が会社を退職した後の昭和 57 年 10 月頃に、母が金融機関で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、同支店の母の名義の口座から毎月口座振替で納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人は国民年金の資格取得の届出を昭和 61 年 10 月 1 日に行ったことが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 11 月 10 日に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張する加入時期と相違する上、上記資格取得の届出時点において、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について、毎月、口座振替で国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料を同年 11 月 27 日に一括して過年度納付していることが確認でき、申立人は、国民年金の加入手続を行った時点で、時効期限内で納付可能な期間の保険料について、一括して納付したものと推認できる。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から49年3月まで

私は、A事業所で働いていた昭和49年頃に、上司及びその知人に勧められ、B市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、20歳まで遡って保険料を納付できる旨を教えてもらったので、同市役所窓口で納付書を発行してもらい、C郵便局で保険料を納付し、領収書を受け取った。

年金記録を確認したところ、遡って保険料を納付した期間が未納と記録されていたので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、国民年金の加入手続を行った昭和49年頃に納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年9月27日に払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号の払出しの時期は、第2回特例納付の実施時期であり、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することが可能であるものの、申立人は、納付回数及び納付金額等の記憶は無く、具体的な納付状況が不明である。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和49年4月以降の国民年金保険料の納付は確認できるが、申立期間は未納期間と記録されている上、申立期間に係る特例納付の記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったため、昭和52年以降、妻が毎月の納付に併せ、申立期間の保険料を納付してくれていた。領収書は残っていないが町内会か市役所の集金人が毎月集金に来ていた。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったため、納付再開後、昭和52年以降、現年度納付に併せて申立期間の保険料を申立人の妻が集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料の納付を再開した昭和52年の時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立人に係るA市の国民年金過年度収滞納一覧表によると、申立期間は未納を表す空欄となっていることが確認できる上、申立人の当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても未納となっており、申立人の妻についても同様の記録が確認できる。

また、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年3月まで

私は、昭和46年3月に結婚したが、夫が既に国民年金に加入していたので、一緒にA市役所に出向いて私の加入手続を行い、その後、夫が町内の婦人会か金融機関で夫婦二人分の保険料を毎月納付してくれていたと思う。

申立期間の保険料について、夫と一緒に納付しているはずなのに、こんなに長い期間納付記録が無く、未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月の婚姻時に国民年金の加入手続を行い、その後、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民手帳記号番号は、昭和50年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から同年同月4日から同年同月7日までの間に加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間のうち、48年3月以前の保険料は既に時効により納付できない期間である。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料について未納と記録されており、その備考欄を見ると、「50.7.7適用もれ」と記載がある上、同日、同市役所から申立人の夫に架電をしている記録が見られるが、この点について同市では、当該時点まで申立人が国民年金の加入手続を行っていなかったため、その夫に連絡したものと考えられると回答している。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる時期（昭和50年7月頃）において、48年4月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、A市の国民年金被保険者名簿によると、

申立人の保険料を納付していたとするその夫は、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できることから、夫婦一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続後に交付された年金手帳は現在所持しているオレンジ色の同手帳1冊のみであるとしているところ、オレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月から交付開始されていることから、申立人が加入手続を行ったと推認される時期（50年7月頃）と符合する。

このほか、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年6月まで

私は、平成元年1月25日まで社会保険・厚生年金保険適用の会社に勤務していたが、退社することになり、国民健康保険の加入手続をA市B区役所で行った。その際、国民年金保険料も納付しなければいけないとのことだったが、無収入であったため、減免の手続を行ったところ、納付書が自宅に届いたので、同区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされているので、よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年1月にそれまで勤務していた会社を退職後、A市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った際に国民年金についても加入手続を行い、その後送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市において、申立人に係る国民年金収滞納一覧表は確認できない上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の姓で平成5年10月5日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人に係るC市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間に係る平成元年1月26日の資格取得及び同年7月10日の資格喪失のいずれの届出日も5年9月16日と記録されており、さらに、同年3月16日の第3号被保険者としての資格取得及び同年9月2日の資格喪失についても、上記の届出日と同日の同年同月16日を届出日として記録されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年9月までの期間及び同年12月から58年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年9月まで  
② 昭和53年12月から58年1月まで

私は、昭和52年4月から現在まで妻と商店を経営しており、夫婦の国民年金保険料は、店に来ていた納税組合の集金人に日掛けしていた掛金の中から、妻がその集金人に渡した納付書により、納付してもらっていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月から申立人の妻と商店を経営し、申立期間の申立人夫婦の国民年金保険料は、納税組合の集金人に日掛けをしていた掛金の中から、申立人の妻がその集金人に渡した納付書により、納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立人の妻が、集金人に国民年金保険料の納付書を渡していたとするA納税貯蓄組合は、納付書を受け取っていたとすれば、申立人に代わって金融機関で納付していたとしているものの、申立人のB市の国民年金被保険者名簿及びC市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②については未納とされていることが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳の記録とも一致する。

また、上記のB市の国民年金被保険者名簿には、「転居先不明(55.6)」「55.5.\*付C市D町へ転出」「58.2.\*再転入」と記載されており、国民年金被保険者台帳には「不在者復活進達済(58.2)」の押印が確認でき、昭和58年2月から国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から57年3月まで

私は、昭和49年10月頃、結婚を契機にA町役場で夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を窓口で納付し、同年11月からの申立期間の保険料については、婦人会の集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月頃、A町役場で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月10日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の記録から、同年4月頃に申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金の加入時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間は未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から57年3月まで  
昭和49年10月頃、結婚を契機に妻がA町役場で45年3月まで遡って私の国民年金の加入手続を行い、その場で当該期間の国民年金保険料を納付してくれた。49年11月からの夫婦の保険料については、妻が婦人会の集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月頃、申立人の妻がA町役場で45年3月まで遡って国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を同町役場で納付し、49年11月からの申立人夫婦の保険料は、申立人の妻が婦人会の集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月10日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の記録から、同年4月頃に申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金の加入時点では、申立期間の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間は未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年9月までの期間及び同年12月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年9月まで  
② 昭和53年12月から55年3月まで

私は、昭和43年頃、親に勧められて国民年金に加入し、52年4月から現在まで夫と商店を経営しており、夫婦の国民年金保険料は、店に来ていた納税組合の集金人に日掛けしていた掛金の中から、集金人に渡した納付書により、納付してもらっていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の夫と商店を営し、申立期間の申立人夫婦の国民年金保険料は、納税組合の集金人に日掛けをしていた掛金の中から、同集金人に渡した納付書により、納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立人が、集金人に国民年金保険料の納付書を渡していたとするA納税貯蓄組合は、納付書を受け取っていたとすれば、申立人に代わって金融機関で納付していたとしているものの、申立人のB市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②については未納とされていることが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳の記録とも一致する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年3月10日まで

私は、平成9年6月1日から11年4月15日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において平成9年6月1日から勤務していた。」と主張しているところ、同社は既に廃業しており、また、元事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立期間における取締役及び当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員のうち、住所の判明した25人に照会したところ、申立人の勤務したB店の上司及びB店担当の営業員は、「申立人はC団体（B店の働きの販売員を紹介する事業所）からの紹介派遣員であった。」と証言しており、また複数の者が、「C団体からの派遣員は、原則として保険加入させず、勤務が長期にわたり、本人が希望する場合には勤務状況を見て加入させることもあった。C団体で保険加入できることはまず無い。」と証言している。

さらに、A社が加盟していたD健康保険組合によると、申立人は平成10年3月10日に被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致する上、同組合の担当者は、「資格取得や喪失に係る届出書は7連の複写式帳票で、E基金が作成し、同基金及び当組合を通じて事業所に配布していた。」と証言しており、同社が加盟していた同基金（昭和47年5月1日加盟）の記録及び雇用保険の記録のいずれにおいても、申立人は平成10年3月10日に被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 31 日から 58 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 52 年に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 4 年 2 月まで継続して勤務したにもかかわらず、年金記録では、57 年 5 月から 58 年 5 月までの期間が空白となっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についても A 社に継続して勤務していた。」と主張しているが、B 社及び同社の関連会社に係る経理及び人事管理を委託されている C 社は、「申立期間当時の資料は残っていないため当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚 3 人及び申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 37 人に対し申立人の勤務実態等について文書により照会したところ、16 人から回答があり、そのうちの 4 人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、二人は、「途中で抜けた記憶はないが、継続して勤務していたかどうかはよく覚えていない。」、「申立人は、昭和 54 年 3 月 31 日から 60 年 5 月 31 日までの間に一度休んだか、または退社したと思う。」とそれぞれ証言している上、残る二人は、「申立人が申立期間に在籍していたのかは分からない。」と証言している。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和 57 年 5 月 30 日に当該事業所を離職し、58 年 6 月 1 日に再度資格を取得しており、オンライン記録と一致している上、申立期間の一部において基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は

昭和 57 年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失し、同年 6 月 7 日付けで健康保険被保険者証を返納しており、58 年 6 月 1 日に再度同被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで  
② 平成 8 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 7 年 7 月 1 日から A 社に勤務したが、申立期間①の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため訂正してほしい。

また、申立期間②については、当時の給与振込額が預金通帳に残っており、標準報酬月額が 20 万円になっているのは少なすぎるため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「平成 7 年 7 月 1 日から A 社に勤務した。」と主張しているところ、申立人から提出された預金通帳の写しによると、同年 8 月 14 日及び同年 9 月 13 日に A 社からの入金を確認できることから、申立人が、申立期間①の頃から、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したものの回答が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員に照会したところ、回答のあった 5 人が供述する自身の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は、3 か月から 1 年程度相違することから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当該5人のうち、申立人よりも1か月前の平成8年1月にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している一人が保管する給与支給明細書によると、被保険者資格の取得前は厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、別の一人も「厚生年金保険に加入する前の給与から、保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連事情及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、20万円と記録されているところ、申立人は「標準報酬月額が低すぎる。」と主張している。

しかしながら、上記のとおり、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したものの回答が得られないことから、申立人の申立期間②における保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録により、A社における申立人の前後の男性被保険者66人の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、全員が20万円であることが確認できる。

さらに、平成8年1月に被保険者資格を取得している上記の元従業員の同年同月分の給与明細書によると、支給額はオンライン記録の標準報酬月額（20万円）を上回っているものの、20万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、別の従業員も、「厚生年金保険の資格取得時の実際の総支給額は、標準報酬月額である20万円より多かったが、20万円に相当する保険料が控除されていたと思う。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連事情及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月11日から同年5月1日まで  
② 昭和49年8月1日から51年8月1日まで  
③ 昭和51年10月2日から52年5月1日まで

私は、昭和49年4月11日付けでA社を退職し、B社の初代専務理事に就任した。B社の初代理事長は、C社の代表者であり、B社の執務室は、最初は同社の一室を借りていた。

その後、D社に移るまでの約3年間、継続してB社の専務理事を務めていたのに、この間の年金記録は、C社における昭和49年5月からの3か月間と、B社における51年8月からの2か月しか無い。

しかし、約3年間にわたり、継続して給与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、B社が提出した労働者名簿から、申立人が昭和49年4月19日から51年10月1日までB社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和51年8月1日であり、申立期間①及び②は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む7人が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の7人のうちの一人は、「私は昭和51年6月にB社に採用されたが、当初は厚生年金保険には加入しておらず、その後私が、当時在籍していた従業員全員について厚生年金保険の加入手続を行った。」と証言して

いる。

なお、オンライン記録によると、申立期間①と②の間の昭和49年5月1日から同年8月1日までの期間について、申立人のC社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、申立期間①及び②については、同社における同被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間③については、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日が当該期間始期前日の昭和51年10月1日であることが確認できる。

また、オンライン記録により、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和51年8月1日であり、その後、申立期間③終期の52年5月以降も被保険者記録が継続していることが確認できる複数の元従業員の証言からも、申立人が51年10月頃にはB社を退職していることが推認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和52年5月1日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「C社を退職後、D社に入社するまでの数か月間、失業手当を受給した。」と供述していることから、申立人は、少なくとも申立期間③の一部期間においては、B社に在籍していなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和51年8月1日に健保記号番号\*番で資格取得し、同年10月2日に資格喪失していることが確認できる上、同名簿の記載に不自然な点は見当たらない。

- 3 B社は、「当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険加入状況等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①から③までについての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月頃 から 62 年 2 月頃 まで

私は、A市にあったB事業所に昭和57年5月頃正社員入社し、事務担当として62年2月頃まで勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録がないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間頃にB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても、当該事業所に係る商業登記は確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、給与計算をしていた事業主は既に死亡していると供述していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「会社に健康保険の制度がなかったため、入社時から国民健康保険に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月15日から同年10月4日まで  
② 昭和28年12月5日から33年12月25日まで

私は、申立期間当時は、体調がすぐれず会社を一身上の都合（体調不良）で退職したが、会社から退職金も何ももらっていない。当時は足の治療を受けており、脱退手当金の請求などできなかった。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載された申立人の前後60人のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者が43人確認できるところ、申立人を含む23人に脱退手当金の支給記録があり、かつ、そのうち20人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えるのが自然である。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和34年2月28日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る被保険者名簿において、申立人の欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の同年6月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月25日から26年7月1日まで  
② 昭和26年8月28日から28年5月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和25年7月から26年6月まで勤務し、その後C社に同年7月から28年5月まで勤務していたと記憶しているが、年金記録がそれぞれ1か月しか無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和25年7月から26年6月までA社に勤務していた。」と主張しているが、B社は、「申立期間に係る資料は無く、申立人及び申立人が記憶する元同僚二人についても、当社に勤務していたかどうかについては不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、申立人が記憶する元同僚二人のうち一人は既に死亡している上、残る一人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に被保険者資格を取得している元従業員二人を把握し聞き取りを行ったが、3人とも申立人を記憶していない旨証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、上記名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和25年8月25日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和26年7月から28年5月までC社に勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録によると、同社は28年4月28日に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であり、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に被保険者資格を取得している元従業員9人を把握し聞き取りを行ったところ、一人からは、申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、「申立人の勤務状況については分からない。」と証言している上、残る8人は「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間②に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和26年8月28日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私には、平成 3 年 5 月 1 日から 14 年 9 月 30 日までの期間、経営していた A 社における厚生年金保険の加入記録がある。しかし、7 年 1 月から同年 6 月までの標準報酬月額が極端に低くなっており、この様なことはあり得ないことだと思ふ。詳しく調べて、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間における A 社に係る厚生年金保険被保険者は申立人一人であることが確認でき、同社のほかの同被保険者の記録と比較検証することができない上、申立人は、申立期間当時の社会保険関係事務の担当者や同社に關与した社会保険労務士の氏名を記憶していないとしており、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る標準報酬月額の改定は、報酬月額 1,000 円で平成 7 年 4 月 17 日に遡って処理が行われているところ、法律において、特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所は、事業が災害による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者の同年 1 月から同年 12 月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べ著しく（おおむね 2 等級以上）低下した場合、その月に受けた報酬の額を標準報酬月額として、その著しく低下した月から、標準報酬を改定することができるものとするものとされていることから、当該処理が不合理であるとは言い難い。

さらに、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、当該期間当時、申立てに係る事業所の代表取締役として上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3286 (事案 335 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 8 日から 35 年 8 月 10 日まで

私は、昭和 28 年 3 月から 35 年 8 月まで A 社に勤務していた。退職時に担当社員から脱退手当金を受け取るかどうか聞かれたので、その当時 B 社に勤務していた夫に相談したところ、「受け取らない方がいい。」と助言されたので脱退手当金は受け取らなかった。

また、前回の申立てに対し、委員会は、「退職した時点で脱退手当金を選択したと考えられる。」と判断したようだが、私は脱退手当金を受け取っていないことをはっきりと記憶しているので、年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)が管理する A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和 35 年 8 月 10 日)の前後 4 年以内に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 19 人について調査したところ、18 人(申立人を含む。)について脱退手当金の支給決定が行われており、支給決定は全て同資格喪失日から 7 か月以内に行われていることが確認できることから、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人は、当該事業所を退職後間もなく創設された国民年金にすぐには加入しておらず(昭和 43 年 10 月加入)、年金に対する意識が高かったとも認め難いことから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 1 月 21 日付けで通知が行われている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案であるが、本事案では、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない。

また、申立人は、再申立てに当たって、その夫から、「受け取らないほうがいい。」と助言されたので脱退手当金を受け取っていないと主張しているが、申立人の資格喪失時の前後4年以内に申立てに係る事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしている19人のうち18人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給決定が行われており、支給決定はすべて同資格喪失日から7か月以内に行われていることが確認できる上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

そのほか申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間当時、夜間は県立高校に通いながら昼間はA社（現在は、B社）に勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が無いとされているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主の名前、事業所の所在地及び業務内容等について具体的に記憶していることから判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の連絡先も不明である上、B社は、「当時の資料が保管されていないため、当時の状況については不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった元従業員6人のうち、連絡先が判明した二人に対して照会したところ、二人共に回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、このうち一人は、試用期間について、「自身の当該事業所で勤務した期間と厚生年金保険の加入期間は一致していない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中に新たに被保険者資格を取得した者はいない上、同被保険者名簿をみても申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月頃 から 26 年 3 月頃 まで

私の夫は、昭和 17 年頃 から C 社 に入社する 26 年頃 までの間、A 社 (現在 は、D 社) B 工場 で勤務していたので、調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) によると、A 社 B 工場 における昭和 17 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 日までの期間について被保険者記録が確認できる。

しかし、当該期間は、労働年金保険の準備期間であり、年金の記録とはならない期間である。

また、A 社 B 工場に係る厚生年金手帳記号番号払出簿において、申立人と同じページに記載されている 23 人のうち生存及び住所の判明した 7 人に照会したが、回答があった 5 人はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、申立人の妻が記憶している申立人の元同僚は、A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、D 社は、「当時の資料は無い。」と回答しており、ほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、被保険者資格の取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 16 日まで

私は、B社を退職した翌日の昭和56年10月\*日にA社を設立し、代表取締役役に就任した。設立当初は従業員はおらず自分一人だけであったが、当時は一人だけの会社でも社会保険の加入は義務付けられていたし、社会保険を完備しなければ社員の募集が難しいと考えていた。

このため、会社設立と同時に厚生年金保険に加入したはずであるのに、設立当初の一年間は厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿により、申立人は、申立期間において同社に代表取締役として在籍していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は、昭和57年10月16日であり、申立期間は新規適用日より前の期間である上、同社の事業所別被保険者名簿によると、申立人は、新規適用日に健康保険整理番号\*番で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「設立当時は一人だけの会社でも厚生年金保険の加入は義務付けられていた。」と供述しているが、厚生年金保険法において従業員5人未満の法人が強制適用事業所となったのは昭和60年の法改正からである。

さらに、申立期間当時におけるA社の役員であり、申立人が同社を設立する前に勤務していたB社のC職は、既に死亡しており、申立期間当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から 51 年 7 月 8 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 16 日から 51 年 7 月 8 日までの間、A社に病気や欠勤も無く勤務していたにも関わらず、42 年 12 月 31 日で厚生年金保険被保険者記録が途切れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 42 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「当時の資料も無く詳細は不明である。」と回答しており、当時の社会保険事務担当者の連絡先も不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人はA社が適用事業所でなくなった昭和 42 年 12 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、43 年 4 月 1 日に健康保険証を返却していることが確認できる。

このほか、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年2月1日まで

私は、A県B郡のC社現場事務所で沈船の貨物引上げ作業に従事し、昭和24年3月に会社が倒産したため退職したが、船員手帳の記録にあるとおり、同社には23年4月1日に入社しており、船員保険被保険者期間が欠落しているため、その期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によれば、申立人は昭和23年4月1日から24年3月16日までC社(株)D支店で勤務し、E丸に乗船していた記録が確認できる上、申立人が同社同支店の元従業員を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間に同社同支店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社(株)に係る船員保険被保険者名簿において、被保険者が12人確認できるが、全員が連絡先不明である上、法人登記簿によると、申立人が所属していた同社D支店は昭和26年6月\*日に廃止されており、同社F本店の登記も確認できないため、申立人の申立期間における船員保険の加入状況を確認できない。

また、上記当該事業所において被保険者資格を有する12人のうち、5人は昭和23年7月1日に、申立人及び申立人が記憶する先輩であるE丸船長を含む残りの8人は24年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれの者についても、資格取得日以前の期間に同社に係る被保険者記録は確認できない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録は上記被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月中頃から 41 年 4 月中頃まで  
A 建で勤務していたが、体調を崩し帰郷し、親の紹介で B 社に勤務したにもかかわらず、同社で勤務した期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社の元事業主の親族及び申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元同僚の証言、並びに申立人の詳細な記憶から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の元事業主も既に死亡している上、当該元事業主の親族によると、「平成 13 年 4 月の営業停止後、帳面を全部廃棄したため、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、上記の事業主の親族は、「申立人については、申立人の父親から「申立人をアルバイトで使ってくれないか。」という話があって入ってきたので、厚生年金保険の加入手続を公認会計士事務所に依頼しておらず、給与から保険料も控除していないと思う。」と回答している上、当該親族が、B 社に係る社会保険加入手続及び給与計算事務を依頼していたとする公認会計士事務所に照会しても、「当時の担当者は既に退職し、資料も保管していないので分からない。」と回答している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録

の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、B社に係る申立人の雇用保険の記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から33年10月1日まで

私は、昭和31年4月1日付けでA事業所に採用され、B出張所に配属された。配属当初の身分は定員外職員だったが、33年9月30日まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録が無いので、詳しく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C省が提出した申立人に係る人事記録及び複数の元同僚の証言により、申立人が、申立期間において、B出張所で勤務していたことが確認できる。

しかし、国家公務員共済組合が提出した証明書により、申立人は、申立期間において、地方職員共済組合に加入していたことが確認でき、厚生年金保険に加入できなかったことが認められる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から同年 6 月 19 日まで

私は、A校の紹介で昭和 28 年 4 月にB社（後のC社）に入社したが、同年 6 月に同社が倒産したので退職した。

勤務したのは、3 か月のみだが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 6 月の倒産によりC社を退職した旨供述しているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は同年 6 月 25 日であることが確認でき、申立人の供述と一致する上、同社の業務内容と申立人が記憶している仕事の内容も一致することから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の事業主及び取締役の所在は確認できない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により所在が確認できた唯一の被保険者は、申立人が入社する以前に退職しており、これらの者から、申立期間当時における申立人の厚生年金保険の加入状況を聴取することができない。

また、申立人が別の学校の出身と記憶している元同僚についても、C社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 48 年 7 月まで

私は、申立期間において、長男誕生後、A社（現在は、B社）で事務職として勤務し、次の子が生まれるため、昭和 48 年 7 月まで勤めて退職した。当時の仕事場の同僚の名前も覚えており、退職直前には、給与計算を担当し、厚生年金保険に加入していたと記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立てに係る事業所において、昭和 47 年 10 月 23 日に資格取得し、48 年 8 月 26 日に離職したことが確認できる上、申立人が記憶する元同僚 3 人全員が、申立人が当該事業所に勤務していたことを証言していることから、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「申立人に係る給与明細書及び在籍を確認できる資料は保管しておらず、当時を知る者も在籍していないことから、申立人の勤務形態、社会保険の届出及び保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶する元同僚 3 人を含む申立期間に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録のある元従業員 5 人に照会したものの、回答のあった 4 人から、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除等に関する証言は得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の前後を通じて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は納付済であることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の

氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 2 日から 59 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 2 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、59 年 8 月 31 日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、勤務期間の標準報酬月額が総支給額から考えられる額より低くされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、暦年が記載されていない 1 月から 8 月までの給与明細書を所持しており、「当該給与明細書は昭和 52 年のものである。」と主張しているが、B 社は、「52 年当時の給与明細書は手書きであり、57 年にパソコンで作成し始めたので、申立人の所持する給与明細書は同年以降のものと推察される。」と回答している上、当時の健康保険料率と給与明細書に記載されている健康保険料控除額から判断すると、当該給与明細書は昭和 59 年のものであると考えられる。

したがって、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人が所持する給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれ

れに見合う標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又はこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらなためあつせんは行わない。

2 申立期間のうち、昭和48年4月2日から59年1月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間について、B社は、「申立期間当時の賃金台帳は保管していない。」と回答している上、同社が保管する申立期間に係る標準報酬月額決定通知書及び同社が加入しているC基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員4人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの3人は、「当時の給与とオンライン記録の標準報酬月額は一致していると思う。」と証言している。

さらに、上記原票によると、申立人の標準報酬月額の記録について遡及して訂正された痕跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月頃から27年2月21日まで

私は、昭和25年4月頃にA社に入社し、27年2月21日まで勤務していた。入社後約1年間は、B市C地区にあった同社D工場で勤務し、その後は、同市E地区にあったF工場で勤務した。しかしながら、同社における厚生年金保険の加入記録が見当たらず、納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和25年4月頃から27年2月21日までの間、A社のD工場及びF工場において継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人は当該事業所の所在地及び当時の勤務内容を具体的に記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社によると、「申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料については保管していないので、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」旨、回答している。

また、申立人がA社のD工場と一緒に勤務したと記憶する元同僚3人については、G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できるものの、既に死亡又は連絡先が不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、申立期間にG事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員41人のうち、生存し、かつ連絡先が判明した10人に照会したところ、3人から回答があったものの、全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該事業所における保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

加えて、G事業所、A社及びH事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

また、申立人はA社のF工場における同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことも確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 22 日から 37 年 9 月 1 日まで

私は、結婚のために会社を退職したが、脱退手当金については何も知らなかった。年金事務所から送られてきた厚生年金加入記録の知らせによって脱退手当金のことを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失の日から約3か月後の昭和37年12月18日に支給決定されており、支給額の計算に係る厚生年金保険被保険者期間に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、昭和29年10月11日から30年9月5日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号はそれぞれ異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成12年9月18日に申立人の基礎年金番号に統合されたことから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについての不自然さは無い。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和49年7月1日から51年2月1日まで  
③ 昭和51年2月1日から同年6月1日まで

日本年金機構から、脱退手当金を受け取ったかどうかの確認の通知が届いたので、厚生年金保険の加入記録を見ると、A社B支店（申立期間①）、C社D支店（申立期間②）及びC社E支店（申立期間③）でそれぞれ勤務していた期間については、脱退手当金支給済みと記載されていた。

C社E支店を退職後は入院しており、脱退手当金の請求も受給もしていない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金の支給決定日は、厚生年金保険者資格喪失日から約6か月後の昭和51年11月26日となっているところ、脱退手当金裁定請求書には、同請求書が同年6月19日にF社会保険事務所(当時)に提出され、同年11月26日に脱退手当金が支払われた旨の記載が確認できる上、同請求書の記載内容に疑義が認められないことのほか、同請求書の受付から支給決定までの事務処理についても不自然さはない。

また、厚生年金保険者台帳記号番号払出簿によると、申立期間②及び③の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間③に係る事業所を退職して約3か月後の昭和51年8月24日に重複整理の手続が行われたことが記録されており、申立期間の脱退手当金が51年11月26日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間①から③より前の4年間の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給しており、申立期間①から③の脱退手当金を

受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 39 年 9 月 30 日まで

日本年金機構から、脱退手当金を受け取ったかどうかの確認の通知が届いたので、厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた昭和 33 年 2 月 1 日から 39 年 9 月 30 日までの期間が脱退手当金支給済みと記載されていた。

A社は出産のため退職し、しばらく子育てに専念していたが、脱退手当金を受け取ったかどうか、当時の状況について覚えていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 3 月 26 日に脱退手当金の支給決定が行われているところ、同社の厚生年金保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計 10 ページに記載されている女性で、脱退手当金の受給要件を満たし、同社で厚生年金保険者資格を喪失した者は、申立人を除き 29 人確認でき、そのうち他の事業所に移った 8 人を除く 21 人の脱退手当金の支給記録を調査し支給記録が確認できた 16 人のうち 11 人は、資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定が行われていることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、上記のとおり、資格喪失日から約 6 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月2日から40年10月31日まで

私は、父が病気で入院したので看病のため、A社（現在は、B社）を退職した。今回、申立期間の脱退手当金を受け取ったことを初めて知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には「受付 41.4.15」、「現金 41.6.6 支払済」の押印が確認できるとともに、脱退手当金計算書に添付されている領収書には社会保険事務所（当時）の窓口で昭和41年6月6日に脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年6月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはないと見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月27日から23年5月11日まで

私は、家庭の事情により、A社を退職したが、事業所から申立期間について脱退手当金の説明は受けていないし、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を示す「脱」、  
「資格期間30」、「支給金額589円」、「支給年月日23.12.3」等と記載されているとともに、A社が作成している被保険者台帳にも「脱」の表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和23年12月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいくつかある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 5 日から 41 年 4 月 10 日まで

私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、申立期間の脱退手当金が支給されたとされており、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和42年1月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、上記原票の申立人の氏名は、昭和41年10月14日に旧姓から婚姻後の姓に変更されており、申立期間の脱退手当金は42年1月24日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

なお、申立人には記録上、未請求期間となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から35年4月25日まで

私は、脱退手当金が支給される制度自体があることさえ全く知らなかった。申立期間当時に勤務していた事業所からも脱退手当金が支給されたという連絡は無く、当然、受け取った記憶も無いので申し立てることにした。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金支給決定後に押印するとされている「脱」の表示が記載されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年7月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日のおおむね前後2年（昭和33年4月16日から37年2月25日まで）の間に退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性18人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち14人（申立人を含む。）について、同社における厚生年金保険資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、申立人が脱退手当金を受給していたことに不自然さはいかたがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から 38 年 3 月 29 日まで  
② 昭和 38 年 9 月 23 日から 40 年 7 月 1 日まで

私は、国（厚生労働省）の年金記録において、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶はない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年10月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①及び②の前には、脱退手当金の未請求期間となっている厚生年金保険被保険者期間が5か所あるところ、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同記号番号はそれぞれ異なっている上、未請求期間に係る同記号番号は、平成12年6月13日及び13年10月11日にそれぞれ申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 6 日から 33 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 34 年 6 月 8 日から同年 9 月 8 日まで  
③ 昭和 35 年 7 月 7 日から 36 年 9 月 30 日まで

私は、実家に戻って家事の手伝いをするため、A社B工場を退職した。昭和 37 年 3 月 2 日に脱退手当金を支給した記録となっているが、当時は実家近くの事業所に勤務しながら実家の家事手伝いをしていた。脱退手当金の受給手続きを行っていないので被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性56人(申立人を除く。)について調査したところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和36年9月30日)の前後2年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた17人中、11人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち9人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できる上、支給記録のある者のうち当時の状況を記憶する3人によると、「退職時に会社から脱退届を出すよう言われ、用紙をもらった。当時は若かったので意味も分からず、言われるままに役所に提出してしまい脱退手当金を受け取った。当時、私と同じように受け取った人はたくさんいた。」、「会社から説明を受け、請求用紙をもらった。自分で手続きをして、脱退手当金を受領した。」、「どのような手続きを行ったかは覚えていないが、脱退して一時金をもらった記憶がある。」とそれぞれ証言している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年3月2日に

支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 27 日から 42 年 2 月 24 日まで

私は、平成 22 年に年金事務所からはがきをもらい、A社において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。脱退手当金が支給されたとする昭和 42 年 6 月頃、私は B 市の会社で働いていた。脱退手当金をもらった覚えはなく、受給していないと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人が被保険者資格を喪失した日（昭和 42 年 2 月 24 日）の前後約 2 年以内（40 年 2 月から 44 年 2 月まで）の期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性 41 人（申立人を含む。）の脱退手当金支給記録を確認したところ、脱退手当金の受給要件を満たす女性 31 人のうち、退職後 3 か月以内に別事業所で資格取得した 3 人を除く 28 人中 18 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうちの 14 人について、資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうちの二人の支給決定日は同日となっている。また、当該脱退手当金の支給記録が確認できる者のうち 3 人が「脱退手当金については、会社が手続をした。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 42 年 6 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 4 日から 45 年 4 月 23 日まで  
いずれの会社についても退職に伴い脱退手当金を受給した記憶が無く、脱退手当金の制度についても知らなかったので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A社を退職後の昭和 45 年 11 月 25 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 8 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 8 日から 39 年 9 月 16 日まで

私は、申立期間当時は、A市で働いていて、B市にはいなかったのので、脱退手当金の手続をした覚えはない。脱退手当金をもらった覚えは無く、受給していないと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている女性のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 39 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 12 人（申立人を含む。）の脱退手当金支給記録を確認したところ、11 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 10 人の支給決定日は資格喪失日から 9 か月以内である上、申立人と同一日に支給決定されている者が一人確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 12 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から28年1月21日まで

私は、昭和60年頃に年金の記録を照会したところ、A社B工場において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。脱退手当金をもらった覚えは無く、受給していないと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載が確認でき、同台帳に記載されている資格期間、支給日等は、オンライン記録と一致する上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和29年1月26日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、43年8月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 15 日から 41 年 12 月 30 日

私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、申立期間の脱退手当金が支給されたとされており、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には申立人の実家の住所地（当時）の記載及び「受付 42. 1. 13」、「小切手交付済 42. 4. 6」の押印が確認でき、脱退手当金計算書には国庫金送金通知書番号とともに上記の住所地の最寄りのB郵便局の記載が確認できることから、申立期間の脱退手当金は、同郵便局に昭和 42 年 4 月 6 日に国庫送金され、同郵便局において支給されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 4 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求期間となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいくつかある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。